

中小企業強靱化研究会（第8回）議事要旨

■日時：令和2年12月14日（月）～12月16日（水）

■場所：書面審議

（1）「事業継続力強化計画策定の手引き」の更新について

- ・自然災害への対策において事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業に対して、感染症対策を追記することを推奨する内容に更新することが必要。
- ・感染症対策は、自然災害と異なり、物的損害が生じない一方、売上の減少などによる影響が「長期」にわたることが想定されることなど、自然災害への対策と異なることを指摘する記載が必要。
- ・自然災害対策及び感染症対策においても、自社のみならず取引先において事業継続が不可能になるケースも想定されるため、そのようなケースを想定することを喚起する内容を記載しておくことが必要。
- ・「事業転換」は、感染症固有の問題ではなく、自然災害等を契機に事業転換を模索する中小企業も存在すると考えられるため、それに相応しい記載にすべき。
- ・感染症対策として「各担当員の業務をマニュアル化」することは有効だが、同時に自然災害等においても有効であるため、平時からマニュアル化を行うことを推奨すべく、計画の記載例等に明示すべき。
- ・損害保険会社の中には、2021年の1月開始の契約から、店舗や工場の施設から新型コロナウイルスが発生し、営業停止または阻害されたことによる休業損失に対して、500万円を上限に保険金を受け取ることができる新商品を販売する動きがある。
- ・その他、詳細な表現ぶりや文言の修正等について指摘あり。

（2）結果

審議の結果、委員からいただいた意見等を踏まえた修正については、座長に一任することで委員の合意を得た。

以上